

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和2年度7月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、7月度の受付台数は13,731台で前年同月比103.7%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 大阪市への「要是正」の誤報告を訂正する場合の取り扱いについて

昨年度から誤報告の「要是正」を指摘なしに変更する際は、当該の特定行政庁に説明を行い、検査報告書の特記事項欄外に説明内容を記載するようお願いしてまいりました。今回大阪市から誤報告の「要是正」を訂正する場合は、前回月報でお知らせした神戸市と同様の扱いとするよう連絡がありましたのでご承知おき願います。

なお、本年度中の「要是正」の訂正については、「要是正の指摘あり」の改善完了届を提出するよう指導がありました。（報告済証が発行できます。）

2. 令和2年度「昇降機等検査員地域講習会」の申し込み締め切りについて

「昇降機等検査員地域講習会」の申し込み締め切りを8月21日（金）とさせて頂いてまいりましたが、8月5日（水）で定員になりましたので申し込みを締め切りさせて頂きます。

なお現在近畿管内では新型コロナウイルスの感染が拡大中であり、場合によっては講習会を中止する場合があります。その際は協議会ホームページでお知らせさせて頂きます。

3. 窓口での報告書受付業務停止について

新型コロナウイルス感染防止にむけ窓口対応時間の短縮を行っていますが、現在も感染が拡大中です。対応策として9月より当面の間窓口での報告書受付業務を停止させて頂きますので郵送等で送付頂くようお願いします。支払いについては後日協議会より入金依頼書をFAXさせて頂きます。なお報告書の訂正や相談については、従来どおり窓口で対応させて頂きます。

4. 労働安全衛生法の性能検査から建築基準法の定期検査へ移行する場合の基準月について

平成27年度11月月報に移行する場合の必要書類について掲載していますが、基準月については以下の条件により設定しますのでご承知おき願います。

(1) 直近の検査済証有効年月がある場合

性能検査で設定している基準月を引用できます。また引用しない場合は報告書第二面【8.備考】に性能検査の有効月を超えない範囲で希望基準月を記載して下さい。（記載の無い場合は(2)で対応します。）

(2) 直近の検査済証有効年月が過ぎている場合（有効期限切れ）

性能検査で設定している基準月が引用できない為、竣工時の検査済証交付年月を基に設定します。

追記）報告書第二面【8.備考】に「労基⇒建基へ変更」と記載して下さい。

以上